島根原子力発電所 2 号炉 審査資料				
資料番号	EP-083 改 01(回 1)			
提出年月日	令和3年2月26日			

令和3年2月 中国電力株式会社

## 島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表(1号炉液体廃棄物処理系共用取止め)

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	令和3年2月24日	1号床ドレン・再生廃液系と2号床ドレン・化学廃液系について,処理対象が同様であることを説明すること。	本日回答	導電率が高く脱塩処理に適さない原子炉建物,ドライウェル,タービン建物及び廃棄物処理建物等の床ドレン・サンプに集めた床ドレン廃液,脱塩器の樹脂再生等で発生する化学廃液,機器の除染廃液等はタンクに収集し,1号炉の床ドレン・再生廃液系及び2号炉の床ドレン・化学廃液系で処理しており,処理対象廃液は同様である。 (EP-083改01 P4)
2		サイトバンカ設備について,1号液体廃棄物処理系の共用 取止めによる2号炉への影響を説明すること。	本日回答	サイトバンカ設備(1号, 2号及び3号炉共用, 既設)で発生する床ドレン廃液は, これまで1号炉の廃液中和タンクを移送先とし, 1号炉の床ドレン・再生廃液系または2号炉の床ドレン・化学廃液系設備により処理してきたが, 移送先を2号炉の床ドレンタンクに変更し, 2号炉の床ドレン・化学廃液系設備による処理に見直すことから, 共用取止めによる影響はない。 (EP-083改01 P4)